



【号外】2023年 3月23日
大阪府関係職員労働組合
(府職労)

電話 06-6941-3079

メール info@fusyokuro.gr.jp

〔定年引上げにかかる各種制度を提案〕 来年度より定年を段階的に引上げて65歳へ 60歳時の給与水準を維持

定年引上げにかかる各種制度について (提案)

I 提案理由

国家公務員・地方公務員については、定年が段階的に引き上げられるとともに、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたところであり、大阪府においては、令和4年9月議会において関係条例が改正(R5.4.1施行)された。

こうした動向もふまえ、本機構においては、以下のとおり、高齢期の職員が持つ豊富な知識、技術、経験を組織で活かすとともに、働き続けられる多様な雇用環境を整備するため、下記のとおり提案する。

II 常勤職員

1 定年の段階的引上げ

○現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※1：別紙「段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員」参照。

※2：役職定年制は導入しない。

※3：医師・歯科医師の定年は、現行どおり65歳。

2 定年前再雇用短時間勤務制の導入

○60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

○勤務時間等の労働条件は、現行の再雇用短時間勤務職員と同様とする。

○定年前再雇用短時間勤務職員の採用は、原則として60歳に達した日以後の各年度4月1日。

3 定年の段階的引上げ期間中の定年退職者等の再雇用 (暫定再雇用制度)

○定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再雇用制度は廃止する。ただし、定年の段階的引上げ期間中は、定年から65歳までの間に経過措置として現行と同様の制度を暫定的に存置する。

4 給与制度

(1)昇給

○60歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員は昇給しない。(医師・歯科医師除く)

(2)退職手当

○60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。

○定年前早期退職加算の対象年齢及び割増率は、定年の段階的引上げに応じ、見直しを行う。

〔現行〕

年齢	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
割増率	10%	8%	6%	4%	2%

〔定年の段階的引上げ期間中〕

年齢	定年-5歳	定年-4歳	定年-3歳	定年-2歳	定年-1歳
割増率	10%	8%	6%	4%	2%

〔定年引上げ完成後〕

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
割増率	10%	8%	6%	4%	2%

III 非常勤職員

有期雇用契約の契約期間の更新の限度、採用に関する年齢制限及び無期雇用契約へ転換した者の定年による退職の段階的引上げ

○常勤職員の定年の段階的引上げに伴い、医師及び歯科医師以外の有期雇用契約の契約期間の更新の限度、採用に関する年齢制限及び無期雇用契約へ転換した者の定年による退職を段階的に引き上げる。

現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～ 【完成形】
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

IV 実施時期

令和5年4月26日 (理事会決定後)

V 協議期間

令和5年3月20日 (月) から同年4月19日 (水) まで

案内容参照) 今回の提案を受けて、府職労・病院労組は、組合員の意見を集約するとともに、現行の再雇用制度との給与水準の引上げも含め、折衝・交渉を配置して取り組みを進めます。〔2面に段階的引上げの表を掲載しています。〕

段階的に65歳定年制へ

提案では、「国家公務員・地方公務員については、定年が段階的に引き上げられるとともに、大阪府においては、令和4年9月議会において関係条例が改正された。こうした動向も

ふまえ、本機構においては、高齢期の職員が持つ豊富な知識、技術、経験等を組織で活かすとともに、働き続けられる多様な雇用環境を整備するためとして定年を段階的に引上げて65歳定年にするとしています(制度完成は令和13年度)。

3月20日、病院機構当局は、府職労・病院労組に対し「定年引上げにかかる各種制度について」提案しました。協議期限は4月19日としています。府職労・病院労組は、組合員の意見を集約し、折衝・交渉を行います。

定年前再雇用短時間勤務を導入

また、定年引上げにあわせて現行の再雇用制度については廃止し、定年の段階的引上げ期間中については、現行と同様の「暫定再雇用制度」を存置するとし、60歳以降定年前に退職した職員については、本人希望により短時間勤務が選択できる制度(定年前再雇用短時間

勤務制)を導入するとしています。また、定年引上げにあわせて現行の再雇用制度については廃止し、定年の段階的引上げ期間中については、現行と同様の「暫定再雇用制度」を存置するとし、60歳以降定年前に退職した職員については、本人希望により短時間勤務が選択できる制度(定年前再雇用短時間

60歳以後昇給せず

勤務制)を導入するとしています。

給与については、60歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員は昇給しません(医師・歯科医師を除く)が、60歳時の水準を維持するとしています。退職手当は、60歳に達した日以後、定年前までに自己都

非常勤職員の年齢制限を引上げ

常勤職員の定年の段階的引上げに伴い、医師及び歯科医師以外の有期雇用契約の更新の更新の限度、採用に関する年齢制限及び無期雇用契約へ転換した者の定年による退職を段階的に引上げるとしています。(提案内容参照)

段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員

定年年齢 年度 生年月日	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)
昭和36年度 1961年4月2日 ～ 1962年4月1日	定年 退職 60 歳	61歳 再雇用	62歳 暫定 再雇用	63歳 暫定 再雇用	64歳 暫定 再雇用	65歳 暫定 再雇用						
昭和37年度 1962年4月2日 ～ 1963年4月1日		定年 退職 60 歳	61歳 暫定 再雇用	62歳 暫定 再雇用	63歳 暫定 再雇用	64歳 暫定 再雇用	65歳 暫定 再雇用					
昭和38年度 1963年4月2日 ～ 1964年4月1日			60 歳	定年 退職 61 歳	62歳 暫定 再雇用	63歳 暫定 再雇用	64歳 暫定 再雇用	65歳 暫定 再雇用				
昭和39年度 1964年4月2日 ～ 1965年4月1日				60 歳		定年 退職 62 歳	63歳 暫定 再雇用	64歳 暫定 再雇用	65歳 暫定 再雇用			
昭和40年度 1965年4月2日 ～ 1966年4月1日					60 歳			定年 退職 63 歳	64歳 暫定 再雇用	65歳 暫定 再雇用		
昭和41年度 1966年4月2日 ～ 1967年4月1日						60 歳				定年 退職 64 歳	65歳 暫定 再雇用	
昭和42年度 1967年4月2日 ～ 1968年4月1日							60 歳					定年 退職 65 歳

●————→ 定年前再雇用短時間勤務可能期間